

「指定介護老人保健施設サービス」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
熊本市指定 第 4350180016 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護老人保健施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 概要	1
2. 事業の目的と運営方針	2
3. 職員の人員配置	3
4. 事業の内容	4
5. サービスの内容	4
6. 協力医療機関、緊急時の対応	5
7. 地域福祉の推進	6
8. 利用料金	6
9. サービスの内容等に関する相談窓口	15
10. 感染予防対策	15
11. サービス利用にあたっての留意事項	15
12. 非常災害対策	16
13. 個人情報保護、守秘義務	16
14. 業務継続計画の策定	16
15. 虐待の防止	16
16. 身体拘束の防止	16
17. 事故発生時の損害賠償	17
18. 入所手続き、退所時の取り決め	17
19. 契約解除の条件	17

2025 年 4 月 1 日改定

1. 概要

(1) 事業者の名称等

- ・ 名称 : 社会医療法人寿量会
- ・ 代表者氏名 : 理事長 米満 弘一郎
- ・ 所在地 : 熊本市北区山室六丁目 8 番 1 号
- ・ 電話番号 : 096-345-8111 (代)

(2) 事業所の概要等

- ・ 名称 : 介護老人保健施設清雅苑
- ・ 管理者 : 施設長 野尻 晋一
- ・ 所在地 : 熊本市北区山室六丁目 8 番 1 号
- ・ 電話番号 : 096-345-8112 (代)
- ・ F A X 番号 : 096-345-8188
- ・ 事業所番号 : 4350180016 号

(3) 施設の概要等

- ・ 規模・構造 鉄造コンクリート造 2 階建て / 延床面積 4340.03 m²
- ・ 設置形態 病院併設型 (熊本機能病院) 新築
- ・ 定員 入所定員 80 名
- ・ 療養室
 - 一人平均 8.79 m²
 - 特別室 2 部屋 有効面積 20.40 m²
電動ベッド、ベッドサイドキャビネット、ワードローブ、トイレ
ベッドサイドテーブル、冷蔵庫、テレビ、応接セット、洗面化粧台
 - 個室 4 部屋 有効面積 15.84 m²~16.50 m²
電動ベッド、ベッドサイドキャビネット、洋服タンス、ベッドサイドテーブル
冷蔵庫、テレビ、応接セット、洗面化粧台
 - 二人部屋 3 部屋 有効面積 20.30 m²~24.94 m²
電動ベッド、ベッドサイドキャビネット、洋服タンス、ベッドサイドテーブル
冷蔵庫、応接セット、洗面化粧台
 - 四人部屋 17 部屋 有効面積 35.16 m²~38.02 m²
電動ベッド、ベッドサイドキャビネット、洋服タンス、応接セット、洗面化粧台
(和風 14 部屋 洋風 3 部屋)

・ 主な設備

○多目的ホール 394.41 m²

(内、食堂 186.0 m² レクリエーションルーム 208.41 m²)

日常の食事・団欒・喫茶等、レクリエーション、リハビリ訓練、行事やカルチャー等に使用します。窓にステンドグラスを使用し、木製の食堂テーブルを置き、和やかな雰囲気のもとで食事を行っていただけます。

○浴室 84.55 m²

介助が必要な方でも一般入浴できるような設備を整えています。(スロープ、手すり、蛇口の高さ等)

○談話室(1階) 43.62 m²

本棚の高さ等は身障者が利用できるようになっています。

○家族室 50.82 m²

ご家族の団らんの場にご利用できます。

○診察室(1階) 7.10 m²

○サービスステーション 1階 58.94 m² 2階 6.65 m²

○ボランティアルーム 2階 10.60 m²

○機能訓練室 1153.00 m²

主な備品：平行棒、訓練用マット、訓練用ベッド等

○その他の施設として、調理室、ランドリールーム、汚物処理室があります。

(4) その他

施設サービス計画の作成及び提供について

担当の介護支援専門員が利用者の状況に基づき施設サービス計画を作成し、利用者又は家族又は連帯保証人に対して説明を行い、サービスを提供いたします。

2. 事業の目的と運営方針

当事業所では、以下のような事業目的・運営の方針を定めておりますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(1) 事業の目的

介護老人保健施設は介護保険法第8条第28項において「要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設」と定義されています。したがって当事業所では、在宅復帰を目指す方及び在宅復帰後の在宅生活が円滑にいくよう支援が必要な方を対象とし、対象者に対し、医師や看護師の医学的管理下におけるリハビリテーション、介護、栄養管理、口腔衛生、支援相談などのサービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、早期の在宅復帰とその後の在宅生活の支援を目的とします。

(2) 運営の方針

ア、在宅復帰、在宅支援を目的とする方を対象とします。

イ、介護保険法の要介護者の方を対象とします。

ウ、利用者の早期の在宅復帰と復帰後の在宅生活の自立とQOL向上を支援します。

エ、明るく家庭的な雰囲気の中で医療、リハビリ、看護、介護、栄養、相談支援のサービスを提供します。

オ、リハビリの専門スタッフが心身機能の維持向上、生活の自立及びQOL向上を目指したリハビリを行います。

カ、施設内の生活に合わせたリハビリ・ケアを行うとともに、訪問により在宅生活環境への助言や日常生活の指導を行います。

キ、広いスペースの中で利用者の主体的活動を促すとともに、生きがいのある在宅生活が送れるように生活サービスを行います。

- ・食事 季節感のある食事、行事食
- ・入浴 心身機能に配慮された大浴場
- ・教養娯楽 多目的ホールでのカルチャー活動、レクリエーション活動、行事、交流会等を行う。談話室に図書コーナーを設置

ク、保健、医療、福祉に関わる学生や関連施設の研修、ボランティアの育成など教育、研修活動を行います。

ケ、地域包括ケアシステムの拠点機能を果たせるよう地域のフォーマル、インフォーマルなサービスと連携を密にします。

3. 職員の人員配置

介護老人保健施設の施設サービスを提供する人員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤		常勤 換算	職務の内容	指定 基準数 (常勤換算)
	専従	兼務	専従	兼務			
1. 医師			3		1.0	健康管理、保健指導及び施設内の診察等に従事する。	1
2. 薬剤師			1		0.3	調剤・服薬指導に従事する。	0.27 以上
3. 看護師	9				9.0	健康状態に応じ看護及び保健衛生、日常生活の介護及び相談・指導等に従事する。	8
4. 介護職員 ()はうち介護福祉士	24 (24)		5 (4.1)		29 (28.1)	看護業務の補佐、日常生活の介護及び相談・指導等に従事する。	19
5. 支援相談員	2				2.0	利用上の相談、居宅介護支援事業所及び市町村等との連携、ボランティア支援等に従事する。	1 以上
6. 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	5	3			8 (6.8)	機能訓練等に従事する。	0.8 以上

7. 管理栄養士	1		1		1.2	栄養及び給食の管理指導、栄養ケアマネジメント等に従事する。	1 以上
8. 介護支援専門員（兼務）		3			3.0	ケアプラン作成等に従事する。	1 以上
9. 事務員	1		2		1.8	施設の運営管理に係る庶務及び経理事務、施設管理等に従事する。	適当数

※常勤換算とは、常勤・非常勤の従事者を「常勤」に置き換えた場合の人数、及びその換算方法をいいます。
(2025 年 4 月 1 日現在)

4. 事業の内容

(1) 介護老人保健施設におけるサービスの提供は、看護・医学的管理の下で、施設サービス計画に基づき実施され、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立、QOL 向上に資するように行います。

(2) 介護老人保健施設のサービスの提供にあたり、常に利用者の病状、心身の状況把握及びそのおかれている環境の把握に努め、適切なサービスを提供します。

(3)、介護老人保健施設の介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じた施設サービス計画を作成し、利用者又は家族又は連帯保証人に対しその内容について説明します。

5. サービスの内容

介護老人保健施設清雅苑が行うサービス内容は次のとおりです。

事項	サービスの内容
食事 栄養	食事時間 朝食 8 時～9 時 昼食 12 時～13 時 夕食 18 時～19 時 この時間にテーブルへご案内いたします。 - 医師や管理栄養士などのチームで、それぞれの利用者の栄養状態に応じて栄養ケア計画を作成し、栄養管理を実施しております。計画は必要に応じて見直しております。また医師の指示に基づいて糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供する場合には、ご説明いたします。 - 食事の提供における地産地消の推進に努力しております。 - 食育の推進の取り組みをおこなっております。健全で豊かな食生活を送ることができるように、栄養等を考慮した食事の提供等に加え、郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるなど地域の特色を活かした食事の提供その他の食育を推進する取り組みを行っております。
医療・看護	医師の回診を、月に 2 回行います。 それ以外でも必要がある場合、ご希望がある場合には随時診察を行います。 皮膚科診察日：毎週土曜日午後

	リハビリ回診：適時に行います。その都度ご案内いたします。 但し、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、医療機関での治療となります。 医師の指示による注射等の医療処置は、常勤看護師が対応致しますのでご安心下さい。又、家族での看護や介護の方法についても指導いたしますのでお気軽にご相談下さい。
リハビリ テーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、利用者の状況に適したリハビリテーションを行い、身体機能の維持・向上、日常生活の自立、介護量の軽減などを図り在宅生活が可能になるよう支援いたします。月曜日から土曜日までの6日間／週 担当のリハビリ職員が個別訓練とグループ訓練を計画的に行います。住宅改修や車椅子などの福祉用具についてもアドバイスいたしますので、ご遠慮なくご相談下さい。
レクリエー ション等	春のお花見、秋の文化祭、冬の忘年会等と季節の行事を利用者の皆様方やご家族の方々と共に行っています。 カラオケ・ビデオ鑑賞・歌やゲーム等、楽しんでいただけるレクリエーションもリハビリの合間を縫って日曜・祝日に行いますのでご希望の方に参加していただけます。
趣味活動 カルチャー	ボランティアの先生方によります趣味活動の講座を設けています。興味のある活動へ参加して利用者の皆様方同士の交流を深めていただきますと共に、施設での生活に張りを持って頂けるようお手伝い致します。 書道教室 第1・3水曜日 吟詠教室 不定期 肥後狂句教室 第3金曜日・第4木曜日 版画教室 第1・3火曜日 音楽療法 第1水曜日 ※場所につきましては、多目的ホールで行います。その都度、苑内放送などでご案内致します。また、講師の都合で開催日が変更になる場合があります。
入浴	天然温泉が引かれており、寝たきりの方でも特殊なリクライニング車椅子でスロープを使って湯船に浸かって頂けます。又、移動可能な介護浴槽で快適に入浴していただけます。 原則として、週に3回入浴していただけるよう計画いたします。発熱などで入浴できない場合は清拭させていただきます。尚、祝日・年末年始など連休が続く場合には週2回になります。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床 着替え 整容等	寝たきり防止とメリハリのある生活を送って頂くために、朝・晩の着替えをお手伝いしております。又、個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は定期的に行っております。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

6. 協力医療機関等、緊急時の対応

介護老人保健施設清雅苑では、次の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

医療機関名	住所	電話番号
熊本機能病院	熊本市北区山室 6-8-1	(096) 345-8111
伊東口腔歯科病院（歯科）	熊本市中央区区飼本町 4-14	(096) 343-0377

尚、緊急時の場合でも、併設の熊本機能病院にて 24 時間体制で治療が受けられます。又、かかりつけ医や居宅介護支援事業者、市町村等への連絡も必要に応じて連携いたします。

7. 地域福祉の推進

地域に開かれた施設を目指し、地域住民とのふれあいの中で安心して暮らしていけるよう、利用者と地域住民が直接ふれあい、交流できる場を企画し提供できるように努力をしております。

8. 利用料金

(1) 介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）

要介護度認定による要介護の程度、部屋の種類、ご利用者の負担割合によって利用料が異なります。以下は、1 日あたりの基本単位です。

(円)

	要介護度	基本単位	利用者負担額 1 割	利用者負担額 2 割	利用者負担額 3 割
従来型個室 (ii) (特別室・個室)	要介護 1	788	788	1,576	2,364
	要介護 2	863	863	1,726	2,589
	要介護 3	928	928	1,856	2,784
	要介護 4	985	985	1,970	2,955
	要介護 5	1,040	1,040	2,080	3,120
多床室 (iv)	要介護 1	871	871	1,742	2,613
	要介護 2	947	947	1,894	2,841
	要介護 3	1,014	1,014	2,028	3,042
	要介護 4	1,072	1,072	2,144	3,216
	要介護 5	1,125	1,125	2,250	3,375

(2) 加算料金

(円)

項目	単位	利用者 負担額 1 割	利用者 負担額 2 割	利用者 負担額 3 割	内容
7. 夜勤職員配置加算	24 円/日	24 円/日	48 円/日	72 円/日	国が定めた基準に該当しております。(夜勤職員を 4 名配置)

イ. 短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)	258 円/日	258 円/日	516 円/日	774 円/日	入所日から 3 月以内に集中的にリハビリテーションを行い、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
ウ. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)	240 円/日	240 円/日	480 円/日	720 円/日	必要に応じて入所日から 3 ヶ月以内に、退所後に生活する在宅等を訪問し、生活環境を踏まえてリハビリテーションを集中的に行った場合に算定いたします。(1 週間に 3 回を限度)
	(Ⅱ)	120 円/日	120 円/日	240 円/日	360 円/日	
エ. 若年性認知症入所者受入加算		120 円/日	120 円/日	240 円/日	360 円/日	65 歳未満で認知症基準に該当する方に対して算定いたします。尚、受入れの際には、担当者を配置しております。
オ. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅱ)	51 円/日	51 円/日	102 円/日	153 円/日	国が定めた基準に該当する区分を算定いたします。
カ. 外泊時費用		362 円/日	362 円/日	724 円/日	1,086 円/日	外泊初日と終日以外は、基本施設サービス利用料に代えて算定いたします。
キ. 外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)		800 円/日	800 円/日	1,600 円/日	2,400 円/日	在宅サービスを利用して外泊された場合に、外泊初日と終日以外は、基本施設サービス利用料に代えて算定いたします。
ク. ターミナルケア加算	31～45 日	72 円/日	72 円/日	144 円/日	216 円/日	医師の判断にて、医学的知見に基づき診断された場合に算定いたします。
	4～30 日	160 円/日	160 円/日	320 円/日	480 円/日	

	前日 ～ 前々 日	910 円/日	910 円/日	1,820 円/日	2,730 円/日	
	当 日	1,900 円/日	1,900 円/日	3,800 円/日	5,700 円/日	
ケ. 初期加算	(Ⅰ)	60 円/日	60 円/日	120 円/日	180 円/日	空床情報等について、急性期医療を担う複数の医療機関と情報共有し、その医療機関に入院して 30 日以内に入所された方に算定いたします。
	(Ⅱ)	30 円/日	30 円/日	60 円/日	90 円/日	入所後、30 日に限って算定いたします。
コ. 退所時栄養情報連携加算		70 円/回	70 円/回	140 円/回	210 円/回	低栄養状態や特別食を必要とされる方に対し、施設管理栄養士が退所先の医療機関等へ、栄養管理に関する情報を提供した場合に算定いたします。 (1 月に 1 回を限度)
サ. 再入所時栄養連携加算		200 円/回	200 円/回	400 円/回	600 円/回	医療機関から再入所された方で、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供し、特別食等の必要がある場合に算定いたします。(1 回を限度)
シ. 入所前後訪問指導加算	(Ⅱ)	480 円/回	480 円/回	960 円/回	1,440 円/回	入所前もしくは入所後に、退所後生活する居宅を訪問し、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定いたします。
ス. 試行的退所時指導加算		400 円/回	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回	入所期間が 1 ヶ月を超えて試行的退所する方で、在宅生活を送るにあたり

						療養上の指導等行った場合に算定いたします。
セ. 退所時情報提供加算	(Ⅰ)	500 円/回	500 円/回	1,000 円/回	1,500 円/回	在宅へ退所される方で、退所後の主治医に対し診療情報を提供した場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	250 円/回	250 円/回	500 円/回	750 円/回	医療機関へ退所される方で、入院後の主治医に対し診療情報を提供した場合に算定いたします。
ソ. 入退所前連携加算	(Ⅰ)	600 円/回	600 円/回	1,200 円/回	1,800 円/回	国が定める期間等において対象となる入所者に、退所後の居宅サービス等の利用方針について居宅介護支援事業者と連携した場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	400 円/回	400 円/回	800 円/回	1,200 円/回	
タ. 訪問看護指示加算		300 円/回	300 円/回	600 円/回	900 円/回	医師の診療に基づき、指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に算定いたします。
チ. 協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	100 円/月	100 円/月	200 円/月	300 円/月	協力医療機関との間で、急変時の診療や入院受け入れ、相談を行う体制を常時確保し、入所されている方の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催しております。
ツ. 栄養マネジメント強化加算		11 円/日	11 円/日	22 円/日	33 円/日	食事の観察を行い、継続的な栄養管理を実施し、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。

㍿. 経口移行加算		28 円/日	28 円/日	56 円/日	84 円/日	医師の指示に基づき、経管による食事を摂取している方に栄養ケア・マネジメントを実施し、経口移行計画を作成した場合に算定いたします。
㊱. 経口維持加算	(Ⅰ)	400 円/月	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月	経口より食事を摂取されており摂食の嚥下機能障害がある方で栄養ケア・マネジメントを実施している場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	100 円/月	100 円/月	200 円/月	300 円/月	経口維持加算（Ⅰ）算定している方で、質の高い経口維持計画を策定した場合に算定いたします。
㊱. 口腔衛生管理加算	(Ⅱ)	110 円/月	110 円/月	220 円/月	330 円/月	計画的に口腔衛生の管理を行い、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月 2 回以上実施し、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
㊱. 療養食加算 (1 食)		6 円/回	6 円/回	12 円/回	18 円/回	医師の指示に基づき糖尿病食や腎臓食等を摂取している方に算定いたします。(1 日に 3 回を限度)
㊱. かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ) イ	140 円/回	140 円/回	280 円/回	420 円/回	主治医と施設医師が連携し、6 種類以上の内服を処方されている方に対して、服用薬剤を総合的に評価・調整、療養上必要な指導を行った場合に算定いたします。
	(Ⅰ) ロ	70 円/回	70 円/回	140 円/回	210 円/回	施設医師が、6 種類以上の内服を処方されている方に対して、服用薬剤を総合的に評価・調整、療養上

						必要な指導を行った場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	240 円/回	240 円/回	480 円/回	720 円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ・ロを算定しており、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
	(Ⅲ)	100 円/回	100 円/回	200 円/回	300 円/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)を算定しており、入所中に内服薬が 1 種類以上減少した場合に算定いたします。
ホ リハビリテーション マネジメント計画書情報加算	(Ⅰ)	53 円/月	53 円/月	106 円/月	159 円/月	口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント加算を算定しており、多職種でリハビリテーション計画を作成し、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	33 円/月	33 円/月	66 円/月	99 円/月	多職種でリハビリテーション計画を作成し、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
ハ 緊急時治療管理		518 円/回	518 円/回	1,036 円/回	1,554 円/回	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理を行った場合に、1 月に 1 回、連続して 3 日を限度に算定いたします。
特定治療	診療に係る医科点数表に定める点数に 10 円を乗じた額					やむを得ない事情による、リハビリテーション、処置等を実施した場合に算定いたします。

ハ. 所定疾患施設療養費	(Ⅱ)	480 円/日	480 円/日	960 円/日	1,440 円/日	施設医師は、感染症対策に関する研修を受講しております。肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の疾病を発症し、施設内で治療を行った場合に10日を限度として算定いたします。また、毎年実施状況を公表しています。
ヒ. 認知症行動・心理病状緊急対応加算		200 円/回	200 円/回	400 円/回	600 円/回	医師の判断にて、施設内で判断が困難である方に対し、診療状況を示す文書を添えて、指定された機関に紹介を行った場合に算定いたします。
フ. 褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	3 円/月	3 円/月	6 円/月	18 円/月	継続的に褥瘡管理を行い、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	13 円/月	13 円/月	26 円/月	39 円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしており、褥瘡が認められた、又は褥瘡の発生リスクがある方を評価します。その評価に基づき褥瘡の発生がない場合に算定いたします。
ヘ. 排泄支援加算	(Ⅰ)	10 円/月	10 円/月	20 円/月	30 円/月	排泄の支援に関する計画を作成し、排泄支援の状態やおむつの使用について改善等の評価を行い、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
	(Ⅱ)	15 円/月	15 円/月	30 円/月	45 円/月	
	(Ⅲ)	20 円/月	20 円/月	40 円/月	60 円/月	

ホ. 自立支援促進加算		300 円/月	300 円/月	600 円/月	900 円/月	自立支援のための医学的評価を継続的に行い、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
マ. 科学的介護推進体制加算	(Ⅱ)	60 円/月	60 円/月	120 円/月	180 円/月	心身の状況等に係る情報を厚生労働省へ提供し、活用した場合に算定いたします。
ミ. 安全対策体制加算		20 円/回	20 円/回	40 円/回	60 円/回	安全対策の担当者を配置し、組織的に安全対策を実施した場合に算定いたします。(入所中 1 回に限る)
ム. 高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅱ)	5 円/月	5 円/月	10 円/月	15 円/月	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から感染制御等の実地指導を受けております。
メ. 新興感染症等施設療養費		240 円/日	240 円/日	480 円/日	720 円/日	厚労省が定める感染症発生時に、施設内で感染した方に対して、適切な感染対策を行った場合に算定いたします。(月に 1 回、5 日限度)
モ. 生産性向上推進体制加算	(Ⅱ)	10 円/月	10 円/月	20 円/月	30 円/月	テクノロジーを導入し、生産性向上がドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、厚生労働省へ必要な情報を提供し、活用した場合に算定いたします。
ヤ. サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22 円/日	22 円/日	44 円/日	66 円/日	資格や経験年数に相当する国が定める基準に適合している区分を算定いたします。

1. 介護職員処遇改善加算	(1)	加算率 75/1000	介護職員の資質向上や雇用管理の改善等の取り組みを実施しております。所定単位に国が定めた区分の加算率により算定いたします。(所定単位：(1)基本利用料、(2)加算料金の7~9の合計)
---------------	-----	-------------	--

(3) 食費 (朝) 550 円/回 (昼・おやつ) 800 円/回 (夕) 900 円/回

但し、食費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。また、食費は次の場合におきましてもご請求いたします。

- ・併設病院へ入院された当日及び併設病院から入所された当日に食事を提供した場合
- ・欠食のお申し出について、各締切り時間までにご連絡がない場合には、上記食費をいただきます。

(朝) 前日 16 時まで、(昼・おやつ) 当日 10 時半まで、(夕) 当日 16 時まで

(4) 居住費(滞在費) 多床室 437 円/日 従来型個室(特室・個室) 1,728 円/日

居住費は、次の場合におきましてもご請求いたします。

併設病院へ入院された当日及び併設病院から入所された当日、外泊期間中

※(3)食費・(4)居住費について、介護保険負担限度額認定証を受けている場合、証書に記載されているそれぞれの金額が 1 日にお支払いいただく上限となります。

(5) 特別な室料

ア、特別室 2,860 円/日※

イ、個室 1,650 円/日※

ウ、二人部屋 1,320 円/日※

上記※印は、課税対象項目(税込)です。また特別な室料は、次の場合におきましてもご請求いたします。

併設病院へ入院された当日、併設病院から入所された当日、外泊期間中

(6) その他の料金

ア、洗濯代 165 円/回 ※ 職員に洗濯を依頼された場合

(別途、洗濯 乾燥機使用料、洗剤が必要になります。他に、委託業者による洗濯代行が利用できます。ご利用される場合は、委託業者とご利用者間での契約になります)

イ、電気代(使用の有無にかかわらず、施設内に持ち込まれた場合にご請求いたします。)

110 円/日※ テレビ・電気毛布 55 円/日※ ラジオ・アンカ 冷蔵庫

ウ、日常生活費・教養娯楽費 400 円/日 タオル 3 枚(50 円) バスタオル 1 枚(50 円) リンスインシャンプー(35 円)

ボディーソープ(30 円) テッシュペーパー(20 円) ペーパータオル(90 円) おしぼり(90 円) 教養娯楽費(35 円)

上記※印は、課税対象項目(税込)です。またその他の料金は、次の場合におきましてもご請求いたします。

併設病院へ入院された当日、併設病院から入所された当日

(7) 利用料金のお支払方法

以下の中から選びください。

ア、自動引き落とし：毎月 10 日までに前月分の請求を致します。20 日に口座から引き落とされます。対象となる金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、熊本県信連、熊本県内農協（JA）、ゆうちょ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、大分銀行、宮崎銀行です。

イ、振込：毎月 10 日までに前月分の請求を致します。月末までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。

肥後銀行 北熊本支店 普通預金口座（口座番号 1663158）
口座名義 シャカイリョウホジツ ジュリョウカイ リゾチョウ ヨネミ コウイチロウ
社会医療法人 寿量会 理事長 米満 弘一郎

ウ、窓口：毎月 10 日までに前月分の請求を致します。清雅苑 1 階事務所へお支払下さい。

※入金確認後、領収書を発行いたします。

※事務手続きを簡素化するために自動引き落としへのご協力をお願い致します。

(8) 利用料金の滞納

2 か月間のご入金がなく、3 カ月目となった場合は、サービスのご利用を停止する場合がございます。

9. サービス内容等に関する相談窓口

担当者：中村文（主任：看護師、サービス提供責任者）
八木田博史（主任：支援相談員）

利用時間：（平日）午前 8 時 30 分より午後 5 時まで
（土曜）午前 8 時 30 分より 12 時 20 分まで
（日曜日、祝日、12 月 30 日より 1 月 3 日までは休み）

相談場所：ホームケアサポートセンター 相談室

ご利用方法：電話 096-345-8112（代） 内線 3082、3702

その他：提案箱を 4 箇所設置しています

○清雅苑 1 階東側トイレ前

○清雅苑 2 階東側個室前

○清雅苑 2 階サービスステーション前

○通所リハビリテーションセンター清雅苑受付前

尚、詳細につきましては、別添をご参照ください。（様式 6 号）

10. 感染症の予防及びまん延の防止

感染症の発生に備えて、感染対策委員会を設置し、入所者の衛生管理、健康管理等の予防対策を整備し、感染予防に備えております。また、定期的に感染症の対策や予防、及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。感染症の発生を確認した場合、またはその症状の可能性がある場合には、医師の指示に基づき、一時的に隔離や、面会の制限、ご入苑の制限をさせて頂くことがあります。ご了承ください。また日頃より、感染症拡大を防ぐ対策を講じ、まん延防止に努めており、マスク着用などのご協力をお願いいたします。ご協力頂けない場合には、当施設での対応は致しかねる場合があります。

1 1. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご提示下さい。
- (2) 介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の更新時又は変更時には、改めてご提示下さい。
- (3) 職員に対しての金品の受け渡しはご遠慮下さい。
- (4) ご入所されている皆様と生活を共にする機会をできるだけお作り下さい。
- (5) 緊急時、入院を要する場合、ご家族への連絡が後になる場合もあります。入院と共に退所となることをご了承下さい。
- (6) 外出・外泊の時には、必ず前日までに職員にお申し出下さい。届出が必要となります。
- (7) ご入所中は、他の医療機関を直接受診することができません。受診をご希望される場合はご相談下さい。
- (8) 施設内、敷地内は禁煙です。
- (9) 施設内外で許可のない物品販売、宣伝、勧誘、ご入所者相互の物品の売買及び金品の貸借は禁止いたします。
- (10) 施設内は土足禁止です。必ず上履きをご利用下さい。
- (11) 施設内での闘争、泥酔による負傷、その他、他のご入所者の療養の妨げとなる行為は禁止いたします。
- (12) 正当な理由なしに、施設療養に関する指示に従わない場合には、退所いただくこともあります。
- (13) 貴重品、多額の金銭の所持はご遠慮願います。
- (14) 私物は自己管理をお願いします。入れ歯や補聴器、眼鏡、カギ等を破損・紛失しても施設は責任を負いかねますのでご注意ください。
- (15) 刃物類（ハサミ・カッター・ナイフ・キリ等）のお持込みはできません。

1 2. 非常災害対策

非常火災に備えて消防計画及び風水害、地震等の火災に対処するための具体的計画を策定し、火災訓練マニュアルに従って、定期的に防火、消防設備の保守点検及び避難、救出、消火通報訓練を行っております。又、地域住民等との連携により、一層推進し、当施設の非常災害対策の向上に努めております。

防火設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報専用電話、避難階段・すべり台
自動火災報知器、誘導灯、防火扉、非常警報（放送）設備

防火訓練：年2回（昼間、夜間各1回施行）

防火管理者：大山公貴（施設管理課主任）

1 3. 個人情報保護・守秘義務

職員は、業務上知り得た利用者又はご家族の情報を漏らすことがないように心掛けております。尚、よりよい療養生活及び在宅への生活支援が出来ますよう、サービス担当者調整会議等での情報提供にあたり個人情報を提供する場合があります。又、個人情報保護につきましては「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って個人情報保護を遵守しております。詳しくは施設内の掲示板をご覧ください。

14. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、非常時体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、計画に沿って継続的にサービスが提供出来るよう努めます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に研修及び訓練を実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

15. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、定期的に虐待防止のための対策検討委員会を開催し、職員へ周知徹底を図ります。また、職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。サービス提供中に職員又はご利用者の家族・介護者による虐待を受けたと思われるご入所者を発見した場合は、すみやかに市町村に通報いたします。

16. 身体拘束の防止

職員は、ご利用者の尊厳を守り、生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。定期的に身体拘束等適正化のための対策検討委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。また、定期的に職員に対して、身体拘束適正化のための研修を実施します。やむを得ず身体拘束を行う場合は、事前に十分な説明の上、ご利用者または家族等に同意を得ると共にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. 事故発生時の損害賠償

サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、ご家族、市町村、居宅介護支援事業者等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

18. 入所時の手続き、退所時の取り決め

ご入所の際は、清雅苑1階事務所等にて重要事項説明書の説明を受け、十分に納得された上で契約書及び利用同意書にご入所者本人、連帯保証人との連名で署名捺印を行っていただきます。その他に介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証等をご提示いただき確認いたします。入所当日、何らかの理由にて署名捺印を行えない場合については必ず5日以内に手続きを行って下さい。

退所の際、口座振替をご利用されていない方は、清雅苑1階事務所にて請求書をご確認後お支払い下さい。やむを得ない理由にて当日お支払いができない場合には、退所日より7日以内にご入金下さい。その際は確約書を交わします。お支払い方法につきましては事務員までご相談下さい。

ご退所の際のお支払いについては、8. 利用料金の(7) 利用料金のお支払い方法をご確認ください。

19. 契約解除の条件

法令違反又はサービス提供を阻害する行為を行い、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなくサービスの提供が困難になった場合、30日間以上をもって契約の解除を行う場合があります。その際は、前もって主治医、居宅介護支援事業者、市町村等と協議し必要な援助を行います。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	介護老人保健施設 清雅苑
申請するサービスの種類	指定介護老人保健施設サービス

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設・行政の窓口（連絡先）、担当者の設置

○常設窓口

〒860-8518

熊本市北区山室六丁目8番1号 電話 096-345-8112(内線 3082 3702) F A X 096-345-8188

担当者 中村文 (主任：看護師、サービス提供責任者)

八木田博史 (主任：支援相談員)

時 間 8:30～17:00 (平日) 8:30～12:20 (土曜日)

(日曜、祝日及び12月30日から1月3日まで休み)

場 所 ホームケアサポートセンター 相談室

相 談 苦情等に対する常設窓口として2名体制で担当者を置いている。

○行政窓口

〒862-0911

熊本市東区健軍一丁目18番7号 電話 096-214-1101 F A X 096-214-1105

担 当 熊本県国民保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

時 間 9:00～17:00 (月曜日～金曜日) 正午から午後1時まで、土・日曜日・祝日、年末年始は休み

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号 電話 096-328-2793 F A X 096-327-0855

担 当 熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課

時 間 8:30～17:00 (月曜日～金曜日) 土・日曜日・祝日、年末年始は休み

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ①窓口および電話で受けた苦情については、受付した担当者が苦情処理用紙に記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に連絡をして、苦情内容を決定し利用者に伝達する。
- ②苦情、相談があがった段階で、利用者の家族、市町村、利用者に係る居宅支援事業者へ連絡を行う。
- ③苦情の内容により苦情責任者の判断で苦情処理小委員会、あるいは苦情処理委員会もしくは苦情処理拡大委員会を招集し、苦情内容を検討する。内容の調査後、再び該当する委員会を開催し、解決策、処理方法の検討を速やかに行う。調査や、検討にやむを得ず時間がかかる時は中間報告を行う。改善が必要な場合は早急に対応し、苦情等に対する改善、対処後に申立人に対し報告をする。
- ④当該事業所内で解決が困難な場合は、利用者との話し合いを行い解決する。
- ⑤④での解決が困難な場合は、当該苦情を国保連合会に苦情申し立て出来る旨を伝え本人が国保連合会に対し、苦情申し立てを希望する場合には、それに協力する。
- ⑥検討結果について利用者の納得が得られず、利用者が他の事業所を選択する場合、必要な協力をを行う。
- ⑦市町村及び国保連が行う照会、調査に協力するとともに、指導、助言を受けた場合は当該指導又は助言に従い、必要な改善を行う。
- ⑧苦情内容が損害賠償を生じるものである場合、速やかに損害賠償に応じる。
- ⑨上記①から⑧の処理内容を記録し、再発防止策を作成するとともに、利用者に対して再発防止策を提示するとともに、職員に対する指導を徹底する。

3. その他参考事項

毎朝のミーティング等で確認を行い、職員に対し定期的な研修や勉強会等を開催し、普段から苦情が出ないようなサービス提供に心がける。

※各委員会メンバー

苦情処理小委員会：野尻晋一（介護老人保健施設清雅苑施設長及び管理者）、責任医師、中村文（看護師主サービス提供責任者）、八木田博史（支援相談・連携部 支援相談員主任）受付者が参加

苦情処理委員会：上記苦情処理小委員会に、草野暁子（介護老人保健施設清雅苑事務部長）、ホームケアサポートセンター役職者が参加

苦情処理拡大委員会：上記苦情処理委員会に事業者（社会医療法人寿量会）理事及び理事長が参加

年 月 日

介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人保健施設清雅苑

(説明者)

職名 支援相談・連携部 支援相談員 主任 氏名 八木田 博史 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人保健施設サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所 氏名 印

(連帯保証人)

住所 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。